

二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針新旧対照表

○ 平成二十二年総務省告示第七十三号（二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>二 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 当該特定基地局に使用させることとする周波数は、二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数とする。2 当該特定基地局に係る前号に規定する周波数の使用区域は、全国とする。3 当該特定基地局に係る第一号に規定する周波数の使用は、平成二十三年七月二十五日以降に限る。4 前二号の規定にかかわらず、岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、当該特定基地局に係る第一号に規定する周波数の使用は、平成二十四年四月一日以降に限る。	<p>二 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 当該特定基地局に使用させることとする周波数は、二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数とする。2 当該特定基地局に係る前号に規定する周波数の使用区域は、全国とする。3 当該特定基地局に係る第一号に規定する周波数の使用は、平成二十三年七月二十五日以降に限る。